

CSRを念頭に置いた
コンプライアンスの徹底と推進コンプライアンス
の推進 / リスク管理体制
の強化

ESGの重要テーマ

コンプライアンス推進とリスクマネジメント



基本的な考え方

積水ハウスグループでは、コンプライアンスを「法令遵守にとどまらずCSRを念頭に置いたもの」ととらえています。また、従業員のコンプライアンス意識の欠如が企業にとってのリスクにつながるため、コンプライアンスとリスクを表裏一体ととらえ、常時取り組むべき経営課題と位置付け、徹底と推進を図っています。

コンプライアンス推進活動

取締役会の諮問機関である「リスク管理委員会」と、2017年からCSR委員会の傘下に設けた「ガバナンス部会」の両輪で、コンプライアンス推進上の課題を改善しながらPDCAサイクルを回しています。加えて、重要な投資案件等について、取締役会の決議や稟議決裁の前に意見交換を行う「経営会議」を設置し、コンプライアンス推進やリスクマネジメントに取り組んでいます。

また、グループ各社が企業活動を進める上で、役員

法令の遵守状況

当該事業年度において、法令や自主的規範への重大な違反はありません。

- 腐敗防止方針の不遵守により懲戒処分または解雇された従業員は0人であり、私たちの認識している限りにおいて、腐敗に関連した罰金、課徴金、和解金のコストはありませんでした。
- 重要な環境関連法規制などの違反はありません。また、工場においても周辺環境に影響を与える漏出事故は発生していません。

内部通報システム（24時間365日受付）

当社グループは、従業員などや継続的取引関係にある会社の役員・従業員の方々から、当社グループにおける違法・不適切な行為を会社もしくは社外弁護士に通報

リスク管理体制の強化

当社グループのリスク管理は、各担当部署において実施するとともに、技術部長会や総務部長会など職務別に取り組んでいます。また、複数の本社部署を包括する部門を置き、取締役・執行役員の責任と権限を明確化しています。

取締役会の諮問機関である「リスク管理委員会」では、

および従業員が遵守すべき共通事項として、「積水ハウスグループ企業倫理要項」を制定。社会情勢の変化やグループ経営の観点などから適宜改定を加え、運用しています。

毎年10月の「企業倫理月間」には、全役員・全従業員が「企業倫理要項等遵守に係る誓約書」を提出する取り組みを実施しています。

※「積水ハウスグループ企業倫理要項」の全文は
WEBサイトで公開しています。
右記 二次元バーコードからPDFファイルを閲覧できます。



- 製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する罰金の支払い、かつ安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例はありません。
- 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立はありません。
- 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例ならびに法規制への違反に対する相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた事例はありません。

できる内部通報システムを設け、公益通報者保護法に基づいて運用しています。

※詳細はWEBサイトで公開しています。
<https://2c.sekisuihouse.jp/ypy8>

当社グループ各部門におけるリスク管理体制の整備状況の集約・検証や、リスク事案発生時の報告受理および再発防止策の検証などに取り組み、リスク管理を強化しています。

また、大規模自然災害や感染症などの発生に対処するためBCP(事業継続計画)を整備しています。